

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	ひとり親家庭等医療費給付に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田舎館村は、ひとり親家庭等医療費給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

青森県田舎館村長

## 公表日

平成29年12月21日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	ひとり親家庭等医療費給付に関する事務
②事務の概要	田舎館村ひとり親家庭等医療費給付条例(平成八年田舎館村条例第十五号)に基づき、医療費の給付に関する事務を行う。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、下記の事務に使用している。 ①資格証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ②更新申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
③システムの名称	
2. 特定個人情報ファイル名	
ひとり親家庭等医療費受給資格証交付(更新)申請書ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第2項 ・田舎館村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条第1項(別表第一の二)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号 ・田舎館村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条第1項(別表第一の二)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	厚生課
②所属長	厚生課長 鈴木勝
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	田舎館村役場 企画観光課 青森県南津軽郡田舎館村大字田舎館字中辻123-1 電話番号0172-58-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	田舎館村役場 厚生課 青森県南津軽郡田舎館村大字田舎館字中辻123-1 電話番号0172-58-2111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

